

<目次>

令和 8 年 10 月号

1. 福岡県の最低賃金が 1,114 円に（令和 8 年 10 月 4 日～）
2. 労働日数実績に基づく判断が認められたシフト制労働者の年次有給休暇付与日数
3. 令和 7 年労働安全衛生調査（実態調査）の結果について
4. 令和 8 年 4 月の標準生計費が公表されました
5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

1. 福岡県の最低賃金が 1,114 円に（令和 8 年 10 月 4 日～）

令和 8 年 10 月 4 日から福岡県の地域別最低賃金が「1 時間 1,114 円」に改定されます。（例：末日締めの場合、10 月 1 日～10 月 3 日の賃金は 1 時間当たり 1,057 円以上、10 月 4 日～10 月 31 日の賃金は 1 時間当たり 1,114 円以上となります。）引上げ額は、前年比 57 円となりました。

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者（派遣先の地域の最低賃金を適用）等すべての労働者に適用されます。最低賃金には精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、臨時の賃金は算入されません。月給制の場合は、除外されるこれらの手当を控除した月給金額を 1 か月平均の所定労働時間で除した金額を時間額（1,114 円）と比較して、低い場合は 1,114 円以上にする必要があります。なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

産業	特定最低賃金	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,176 円	令和 7 年 12 月 10 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,137 円	
輸送用機械器具製造業	1,147 円	
自動車（新車）小売業	1,131 円	
百貨店、総合スーパー	1,065 円※1	令和 8 年 2 月 1 日

※1 令和 8 年 10 月 4 日改定の福岡県最低賃金（1 時間 1,114 円）以上が適用される予定です。

2. 労働日数実績に基づく判断が認められたシフト制労働者の年次有給休暇付与日数

規制改革推進会議が令和 8 年 6 月 29 日に公表した「規制改革推進に関する答申」の中で、「シフト制における適正な年次有給休暇の取得等」という項目が掲げられていました。これは「シフト制労働契約では、具体的な労働日や労働時間がその都度確定されるため、年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難い場合があり、実務上の支障が生じている」という課題認識に基づき、訪問介護労働者の非定型的パートタイムヘルパー等同様、「シフト制労働者についても、基準日において所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の労働日数の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないとすべきである」という内容となっていました。

こうした動きを受けてと思われますが、「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」が改正され、労働日数の実績に基づく所定労働日数の算出が、シフト制労働者についても認められました。その内容は以下のとおりです。

(1) 年休付与日数に関する原則

年休の付与日数は所定労働日数により決まりますが、その所定労働日数とは、基準日（継続勤務 6 か月経過日から 1 年ごとの各期間の初日）に予定されている 1 週間の所定労働日数であり、週以外の期間によって所定労働日数が定まっている場合は、1 年間の所定労働日数となるというのが原則です。

(2) 今回の改正による対応

しかし、シフト制で働く労働者の場合、あらかじめ所定労働日数が定められていないというケースがあることから、今回の改正により、そのような場合には、次の日数を、基準日における 1 年間の所定労働日数とみなして年次有給休暇の付与日数を算出して差し支えないとされました。

1. 雇入れ 6 か月経過後の年次有給休暇の付与に当たっては、雇入れから 6 か月間の労働日数の実績を 2 倍した日数

2. 雇入れ 1 年 6 か月経過後以降の年次有給休暇の付与に当たっては、前年の労働日数の実績

これは実務上かなり大きな改正となります。是非、改正された「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」をチェックし、実務に反映させてください。

3. 令和7年労働安全衛生調査（実態調査）の結果について

厚生労働省から「令和7年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果が公表されました。この調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料および労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的として調査が行われているものです。令和7年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について調査が行われています。

（1）メンタルヘルス不調による休業者等

過去1年（令和6年11月1日から令和7年10月31日）にメンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は13.5%（前年調査12.8%）となっています。このうち連続1ヶ月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.8%（前年調査10.2%）、退職した労働者がいた事業所の割合は6.5%（前年調査6.2%）でした。

（2）メンタルヘルス対策への取組状況

1,000人以上	99.8%
500～999人	99.6%
300～499人	100.0%
100～299人	98.5%
50～99人	90.3%
30～49人	72.0%
10～29人	54.6%

（3）ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は74.9%（前年調査75.4%）で、その中で、分析結果を活用した事業所の割合は78.1%（前年調査76.8%）となりました。

4. 令和8年4月の標準生計費が公表されました。

人事院より、令和8年4月の標準生計費が公表されました。標準生計費とは、人事院が毎年国家公務員の給与勧告を行う際に、参考資料として算定するもので、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものです。（こちらの生計費は全国版です。）

単位：円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,380 (35,770)	52,640 (48,320)	65,130 (61,800)	77,620 (75,270)	90,120 (88,750)
住居関係費	51,480 (46,760)	66,690 (60,700)	57,520 (50,660)	48,340 (40,620)	39,170 (30,570)
被服・履物費	4,640 (6,230)	5,140 (4,480)	7,170 (7,140)	9,200 (9,800)	11,240 (12,450)
雑費Ⅰ	30,390 (25,660)	38,050 (37,610)	52,730 (52,370)	67,410 (67,120)	82,090 (81,890)
雑費Ⅱ	10,440 (10,640)	20,140 (17,320)	23,540 (22,660)	26,940 (28,010)	30,350 (33,350)
計	126,330 (125,060)	182,660 (168,430)	206,090 (194,630)	229,510 (220,820)	252,970 (247,010)

※（）内は令和7年4月の標準生計費

※雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教養娯楽、教育

※雑費Ⅱ：その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

社員研修のため、令和8年10月2日（金）の営業は「15：00」で終了させていただきます。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。